

昭和五十六年度

資料調査報告書 第九集

―湯本文彦関係資料―

鳥取県立博物館

序にかえて

資料調査報告書第九集は、湯本文彦関係資料をとりあげた。湯本文彦は鳥取藩士で、明治時代のすぐれた歴史家である。『平安通志』・『鳥取藩史』といえ、その道の研究者ならだれでもよく知っている書物であるが、その編纂者である湯本文彦については意外に知られていない。

鳥取県の近世の歴史を研究するものが必ず繕き、その学想に浴さない者はないといつてよいくらいの『鳥取藩史』でありながら、その成立については、昭和四十四年、『鳥取藩史稿本』を刊行するに当って、山中寿夫氏が執筆された「解題」以外にこれを知ることができなかった。まして、最初の編纂長であり、その大綱をきめ、史料を収集して編纂事業を軌道にのせた湯本文彦については、ほとんど知るすべがなかった。

『平安通志』の復刻版の解説で角田文衛博士は「明治時代の勝れた歴史家であった湯本文彦については、出身地の鳥取市でも、活躍した京都市においても、知られるところが洵に少い。」しかし湯本の著作や遺稿から窺うと、彼は鋭い史眼を備え、該博な知識を蓄えていたたぐい稀な歴史家であったことが分かるのである。」と評価しておられる。このようにすぐれた歴史家湯本文彦の關係資料を当館が所蔵したのは昭和五十一年であった。

湯本文彦の子孫に当る湯本絹子さんが鳥取市中町におられ、当時鳥取大学教授であった山中寿夫氏が文彦關係資料を借覧されていた。山中氏が広島大学に転勤されるにあたり、資料を返却されることになったが、この時湯本さんは居を桐生市に移しておられた。当館では、この機会に湯本さんの御親戚である長尾政夫氏の仲介を得て、文彦關係資料をお預りすることを御了解いただき整理調

目次

序にかえて	1
一 湯本文彦關係資料の概要	2
二 湯本文彦資料目録	3
三 湯本文彦關係資料詳細目次と略解題	4
四 湯本文彦について	13
。湯本家	13
。湯本文彦の修学	13
。湯本文彦と国学	15
。鳥根県時代	15
。京都府時代	16
五 湯本文彦履歴	17
六 鳥取大学附属図書館蔵(湯本文彦資料)	20
『鳥取藩史編纂關係資料集』主要目次	22
あとがき	22

査してきたのである。

当館がお預りしている湯本文彦關係資料は、量的には多くないが、その中に含まれている文彦の論稿は膨大な数で、しかも多岐にわたっていることからその全面的解明整理は容易ではない。本年は、鳥取県再置一〇〇年にあたり県政一〇〇年記念展を実施した。文彦關係史料は鳥取県再置前後の事情を知る貴重な史料を含んでおり、『鉄字筆録』等を記念展に出陳した。県政一〇〇年記念展の資料調査を機会に、当館がお預りしている湯本文彦關係資料の目録的整理が一応できたので、とりあえずこれを報告する次第である。

各方面からの御指導・御叱正を得、さらに整理を継続したいと考えている。最後になったが、貴重な資料をお預けいただき、研究の便を与えてくださった湯本絹子さん、いろいろお世話くださった長尾政夫氏、それに、調査に御協力いただいた京都府立総合資料館・鳥取大学附属図書館に心からお礼を申しあげる。

昭和五十七年三月

鳥取県立博物館長
山根幸恵

一、湯本文彦関係資料の概要

湯本文彦関係資料を当館が所蔵している事情は、最初に館長が「序にかえて」の中で述べている通りである。その中で述べているように、湯本の学識に浴している者が多い割に、湯本のことを調査され、語られることが少ない。湯本文彦に関する論文は、元鳥取大学教授山中寿夫氏の「地方史誌編纂の史的考察」（鳥取大学文学部研究報告（人文科学編）第十巻第一号一九五九年）および同氏の「鳥取藩史編纂と湯本文彦の史学思想」（鳥取大学文学部研究報告（人文科学）第十一巻第二号一九六〇年）がある。また同氏が執筆された『鳥取藩史』（『鳥取藩史稿本』五十八巻が昭和四十四年に鳥取県立図書館から七巻本にして刊行された）の解題があるが、これは、前出の論文を要約されたものである。

湯本に関する論稿のうち一つは、平安博物館長角田文衛氏の『平安通志』の復刻版（昭和五十二年・新人物往来社）に付られた解説である。角田氏の解説はかなり詳細なもので、『平安通志』の成立事情・編纂の中心となった湯本文彦の経歴をのべたあと『平安通志』の内容・問題点・評価をかなり具体的に解説し湯本の学風・史学思想にまでおよんでいる。湯本の歴史学は手堅い不偏の考証史学であることは山中・角田両氏とも認めているところであり、それだけに今日までその業績が長い生命をもちつづけているのである。とにかく、両氏とも湯本に関する原史料を精査された上での立論であり解説であって湯本文彦を知りた上で貴重な論文であり、不学にしてこれ以外の論文を見ていない。

ところで、湯本文彦は大正十年（一九二一）九月二十五日、京都府上京区相国寺門前町六三番地の居宅で永眠した。角田氏の解説によると、文彦は三女の幸に婿養子を迎え、妻や娘夫婦とともに門前町の居宅に暮らしていた。三女の幸と婿の良造との間に生まれた一粒種の恵さんは、国文学者の上野務氏と結婚し、ひきつづいて門前町に住んでおられ、『平安通志』の稿本をはじめ、文彦の遺した稿本や書類が多数同家に保存されているという。また、上野氏宅には、大正十一年に茨木雄名次氏が編輯した『湯本先生遺稿目録』が架蔵されており、そこには序文・覚書・甲辞などから著書に至るまで大小雑多な著作が丹念に掲

載されているという。

ところで、当館が湯本絹子さんからお預りしている湯本文彦関係資料は、京都の上野氏宅に保存されたものとは別の伝来のものである。つまり文彦の郷里である鳥取に在住された子孫、つまり湯本絹子さん宅に伝えられたものであり、その中心は、鳥取県在勤時代にかかわるものである。明治十六年（一八八三）鳥取県を退職し、一年後に米子中学の校長となるが、これも二年ほどで廃校となり鳥取に帰って来た。この時代までの資料は鳥取に残っており、その一部が当館が所蔵している資料なのである。

上野さん宅に保存されている資料については、当館で調査していないが、おそらく、文彦の京都時代の仕事に関する資料が中心であろうと考えられる。しかし、角田氏の解説の中に『鉄字文稿』・『墨因文稿』などが引用されており、その中に、明治十年代の記事があるところを見ると、京都時代以前のものでかなり含まれているとも考えられる。

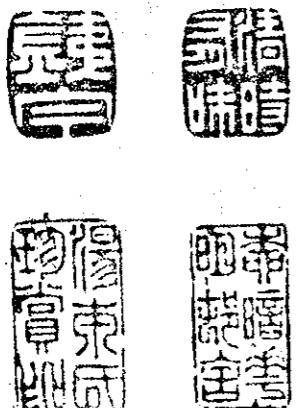
ところで、京都時代の大きな仕事で『平安通史』とならんで、『鳥取藩史』の編纂がある。『鳥取藩史』に関する資料は文彦が編纂長を休職した時、完成した稿本その他史料・書類等を池田家に引渡したといわれるが、それ等多くは、『鳥取池田家史料』の中に入れており当館が所蔵している。しかし、草稿や報告書類の下書き、手紙等藩史にかかわる資料でも湯本の手許に残ったものがあり、それが、『鳥取藩史編纂関係資料』として六分冊に整理されている。（第六集は、池田家の系図の草稿である）この『鳥取藩史編纂関係資料』は昭和三十三年、山中寿夫教授の仲介で、上野恵さんから鳥取大学附属図書館に寄贈され、現在同館に架蔵されている。参考として、同資料集に附けられている主要目次を第一集から第五集までの分を巻末にあげておいた。おそらく、この整理と主要目次は、湯本自身が茨木雄名次氏によるものと考えられる。

なお、当館が所蔵している資料も、『鉄字筆録』や『芳邸舎拙稿』などは、湯本が表紙に朱書しているように、大正五年五月に文彦が鳥取に帰郷中に整理したもので、中には目次をつけているものもあり、『芳邸舎拙稿』(二)のようにすでに当時散逸してしまっているものもあるなどかなり雑然としたところもあって、鳥取に残った資料の全体については今日その様子を知らることが困難である。

二、湯本文彦関係資料目録

1 鉄字筆録一	教育部	自明治十三年至明治十六年	一冊
2 鉄字筆録二	時務之部・緊治之部	自明治十三年至明治十六年	一冊
3 鉄字筆録三	修史部	自明治十三年至明治十六年	一冊
4 鉄字筆録四	職除存稿一冊		一冊
5 鉄字筆録五	士族授産説	米子中学校長	一冊
6 芳邸舎拙稿一	元治甲子至明治甲戌		一冊
7 芳邸舎拙稿二	明治乙亥・丙子・丁丑		一冊
8 芳邸舎拙稿三	明治十一年戊寅雜稿		一冊
9 芳邸舎拙稿四	明治十二年己卯		一冊
10 芳邸舎拙稿五			一冊
11 碧雲湖館雜詠			一冊
12 拙稿	明治十四年・明治十七年		一冊
13 鉄字心史目録			一冊
14 心史紀夢(愛)	贅言稿本		一冊
15 詩歌雜草	(明治)九・十・十一年		一冊
16 天下第式等拙詩			一冊
17 奉鳥取県会山田君書	明治十五年	鳥取士族湯本文彦謹上	封紙三枚
18 乞振刷作與防元氣腐敗建議	明治十五年八月廿三日		封紙四枚
19 雙翠山房記	明治乙亥(八年)陽月	芳邸迂人文彦	封紙二枚
20 学制私擬	己巳(明治二年)十月	湯本文彦稿	一枚
21 学制指掌			一枚
22 送茅原信行之山口序	明治五年七月		二枚
23 八尾正明傳	(明治十一年か)		二枚
24 雙履跡之碑	明治十七年五月	鳥取湯本文彦謹撰	一枚
25 古木机記	明治十二年十二月三日	鉄字寒士筆筆	二枚
26 池田氏系図稿			六枚
27 池田氏系図稿			一枚

28 敬祭書記	宇倍神社神事所	明治五年十月所營造	二枚
29 後水尾帝の御遺物喜築坊をみて		明治壬辰(二十五年)十月十日	一枚
30 (学校文場改正ニ付仰出書写)	(万延元年三月)		一冊四枚
31 (八上八東智頭郡役所新築開序式祝辭稿)	明治二十年五月一日		一枚
32 私淑録		小横帳	一冊十一紙
33 長慶天皇玉川宮及び姫君の事につきて	明治三十年八月三十一日		封紙四枚綴
34 (池田家)御先祖御代々御法号御寺附写	明和元年十二月下院	武州鉄炮洲ニテ写之	小横帳八紙綴
35 武芸改正に付仰出書写			一紙
36 書亡友良玉書札(附墨規)		須知潜庵書	三紙
37 唐書五代史宋史			一冊
38 階從日記(山陰道鎮撫使西園寺三位公階從)	(明治元年二月二十三日)四月十三日		八枚
39 湯本文彦君墓碑銘	安達清風	明治七年	
40 三神傳	安永五年十二月	写本	安陪李山
41 玉枝集			
42 補園詠草拔萃傍註	明治三十年六月三十日刊	新	五郎編(活版)
43 池田忠蘇公・光仲公傳(活版)			一冊



湯本文彦印影(一)

三、湯本文彦関係資料詳細目次と略解題

I 『鉄字筆録』 五冊

『鉄字筆録』は、明治十三年(一八八〇)から十六年(一八八三)、つまり湯本の島根県庁在勤時代の論稿・意見書等を集めたものである。ただし、第五冊は、島根県庁を辞職した後、鳥取県立米子中学校長に就任するが、米子中学校時代の明治十八年(一八八五)の論稿が含まれている。『鉄字』は文彦の号である。

『鉄字筆録』一～四の表紙に文彦自身が朱筆で、「大正五年五月十五日、島根県学務課長たりし時、其職事上及学事ニ係る意見案并建議書也」と記入している。おそらく大正五年(一九一六)に文彦自身が分類整理したものである。しかし、『鉄字筆録』五にはその記載がなく、「明治十八年一月 五冊ノ内五士族授産説・米子中学校長」と記入されているが、目次も付されず、また紙こよりの板とじて他の四冊と少し趣を異にしている。以下『鉄字筆録』五冊の取載論稿の細目をあげておく。第五冊以外の四冊には文彦自身が作成した目次が付いているが、本文の標題と異なるものもあり、また、本文と目次が一致しない場合があるので、本文の標題を中心にしながら細目をあげることとする。

- 『鉄字筆録』(一)教育部 自明治十三年至同十六年 (朱筆)「大正五年五月十五日、五冊ノ内、島根県学務課長たりし時、其職事上及、学事ニ係る意見案并建議書也」(花押)
- 1 教育并事務上ニ付建議草案 明治十三年六月六日(文部省より各府県に諮問があり、それに応じた建議草案)
- 2 学事改正之大体ニ付意見(一)
- 3 学事改正ニ付意見并中教則ヲ改正ス(二)
- 4 教育事件ニ付開申書 (明治十五年二月二十二日 学務課長湯本文彦 県令 境二郎宛)
- 5 本課(学務課) 日誌ヲ作ル議 (附学務課日誌内規草案)
- 6 連合府県教育會議題三則

- 25 小学資金処分意見之事 (学務課文書分類ノ件)
- 26 本課文書取締之事 (学務課文書分類ノ件)
- 27 学事上改正創立ヲ要スル事件ニ付開申 一冊(およそ二十八条)
- 28 已ニ改正セシ事目 (七項目列挙)
- 29 学事ニ付改正ヲ要スル事目 (二十九項目列挙)
- 29 (学務課長辞職ニ付後任(演説書)一冊 明治十六年十二月二十四日 前学務課長湯本文彦 学務課員渡辺恭輔宛、(別紙に県令藤川為親代理星野大書記官宛の文案あり)

『鉄字筆録』(二) 時務之部・県治之部甲 自明治十三年至同十六年 (朱筆)「大正五年五月十五日」(花押) 五冊ノ内

- 1 論鳥取事情状原稿 明治十三年四月 湯本文彦 (「鳥取県史実探訪」ノ為該地に出張シ史料ヲ考索シ遺事ヲ探訪」の間に見聞した鳥取事情をのべたもの)
- 2 県令上京ニ付意見 明治十三年十月八日 (鳥取士族の救済と士族授産について述べたもの)
- 3 交通私議 (県令が帰庁し、政府との交渉の結果について感想をのべたもの)
- 4 欽定修身学書編纂議ニ付県令ヨリ話 明治十四年一月二十九日 編輯欽定修身学書議 明治十三年八月 湯本文彦草 (県令境二郎は帯京中に、この建議書を参議伊藤博文の一覽に供し、さらに伊藤を通じて「聖上御手許へ呈奏被附候旨参議ヨリ尊有之」という。)
- 5 県令ト対話 明治十四年一月二十九日 (「県治ノ事ヲ論ジ遂ニ余ノ身上ノ事ニ及ヒ」とある。)
- 6 辛巳二月長官石州巡郡ニ付意見 明治十四年二月六日(県令境二郎の石州地方巡視を諫止する意見)
- 7 官吏仕進将来之預見并地方税将来ノ改革 明治十四年二月
- 8 共弊社ニ対スル布達ノ儀ニ付長官と問応
- 9 鳥取事情ノ一
- 鳥取事情ノ二

- 7 英語科ヲ修ムルハ書生ノ志願ニヨルベキ議案
- 8 (普通文科ヲ置ク議) 明治十五年六月二十八日(普通文科ヲオクヲ要スル事由、并理学士ノ解任相成ルベキ事。文部省少書記官ニ回答)
- 9 和文科ヲ重クシテ出雲音ヲ改良スル案 明治十六年七月(和文科ヲ以テ出雲訛ヲ正ス意見、且其科用書ヲ編纂ス)
- 10 学務課組織之事
- 11 (出京ノ節課員へ申付件々) 明治十五年十月 学務課長湯本文彦 学務課員七等属渡辺恭助・八等属平野能宛(文部省諮問会に上京中の課中処務上の改正等について指示意見)
- 12 (文部省諮問会中会幹へ建議二条) 明治十五年十一月二十五日 島根県会員湯本文彦 文部省学事諮問会中会幹辻新次宛
- 13 学事諮問事項答議草案 島根県 (明治十六年正月十日附学務課長湯本文彦より県令境二郎宛の伺書案あり。「学事諮問事項答議」三十七項目別冊)
- 14 文部省建議案 (明治十五年十一月文部省学事諮問会を開き、府県学務課長召集、参会して学事上の意見を条挙し、九鬼文部少輔に贈りし草案。十三ヶ条)
- 15 於文部省専門学務局長ト談話筆記(諮問会出席上京中、松江中学首座教員召聘の件につき専門学務局長浜尾新との対話)
- 16 東京師範学校校長高嶺秀夫ト問答筆記(15と同様の件についての対話)
- 17 東京女子師範学校校長長河通世ト問答筆記(松江女子師範学校廃止につき、「女子教育ハ女子適応スル学科ヲ設クベキ事」等女子教育を論ず)
- 18 郡長へ学事示談ノ儀ニ付稟議 明治十六年三月五日
- 19 学事巡視ニ付上申 明治十六年六月二十九日 学務課長湯本文彦 県令代理大書記官星野輝賢宛(四月二十九日より六月十六日までの県下能儀・意旨・出雲・神戸・楯縫五郡の学事巡視の報告)
- 20 学事総説(明治十六年四月・五・六日、能・意・出・神・楯五郡巡回之節意見書)
- 21 師範生徒公費支給議案意見 明治十六年二月十六日
- 22 学務課処務通表編纂之事
- 23 学務課事務分掌之事 (課員の回覧印あり)
- 24 課中議事ヲ興ス事 (学務課議事ノ体裁)

- 10 鳥取県再置論ニ付県令ト話
- 11 参議呈出文書裁体ニ付議事 明治十四年七月十八日 (「県令東京ヨリ婦リ大臣臨県上申ノ義」ニ付、其臨県ノ節申呈スル県治ヲ總轄セル文書編纂ノ事)
- 12 参議へ申呈文書事件ヲ課科長以上ニ諮問スヘキヲ議ス
- 13 山縣参議来県ニ付鳥取送迎ノ議 (明治十四年七月九日)
- 14 山縣参議因伯地方のみにて本庁へは来臨なしとの事ニ付意見 (明治十四年七月二十一日 於県庁本局) (七月二十六日、参議来庁の入電あり、その間の様子が、七月三十一日付で朱書で付記されている。)
- 15 参議巡視ニ付演説書(原稿ハ漢体ニ作リタリ)
- 16 士族授産議
- 17 修道築港議
- 18 参議親察ニ付後来ノ思想 (明治十四年八月二日) (山縣参議の県下視察後における鳥取県再置に関する動向を論じたもの)
- 19 鳥取人の猜疑 (明治十四年八月十一日) (四月から六月の湯本の県史史料調査のための鳥取出張は県令の命による愛護会と共弊社の離間策とする風説が誤解であることを論じたもの)
- 20 臨時県会開設演辭
- 21 第三県会演辭 明治十四年三月
- 21 親世預論 (明治十四年十月政府変革論) (明治十四年政変 国会開設について論じたもの)
- 22 乞保存自費起業遺蹟事状草稿(「八上郡郡家村安藤氏ノ為メ其苦衷ヲ察ン為ニ之ヲ草ス」) 明治十四年十一月
- 23 県令話節略(授産一途ニ付県令ト話説)
- 24 鳥取県再置議草
- 一 島根県ヲ割テ鳥取県ヲ置カル
- 二 本部・岡崎・森田之事情
- 三 県会急拠ノ議決ヲ認可スルノ不可ヲ論ス
- 四 再置県不得已之事

- 五 因幡・伯耆ヲ割キテ後鳥根県善後の処分
- 六 因幡・伯耆郡吏職ヲ解キノ不當ヲ論ス
- 七 鳥取県ニ交附スル物件ヲ引止ントスル不可ヲ論ス
- 八 (雲石隠) 三國常置委員ニ五州ノ事ヲ議決セシムルノ不當ヲ論ス
- 九 修史料引続事件之一条
- (六) 鳥取県ニ地方税分割ノ意見
- (十) 「第十 其二」とあり、常置委員に関する意見

(以上ニ項目が挿入され合計十一項目となっている)
 25 演説書(鳥取県ニ引續演説書) (鳥根県令より鳥取県令宛演説書草稿) 朱筆にて「右明治十四年十月起草・内民費延滞処分、計出来二項係長官附加、十一月二十四日、以此書為版籍交附之事了 文彦」とある。

『鉄字筆録』(二)に綴られている文彦の草稿は以上の二十五篇である。しかし、文彦自筆の目次には、次のような草稿が記入されている。しかし、『鉄字筆録』(二)には、それらの草稿は見当たらない。

- 26 地方時務私筭 (十五項目)
- 27 鳥取県ヨリ帰郷ヲ促センセザリシ事件 其一 其四 十四年十二月ヨリ十五年二月
- 28 設備米制限議
- 29 政党論 明治十五年五月
- 30 土族授産諮問答議
- 31 安達竹堂ノ鳥取ニ行テ事ヲ為ントスルヲ止ム
- 32 米峰ト談話ヲ記ス
- 33 談伊藤参議□□方感
- 県会ニテ郡長給ヲ節減セン時意見
- 同郡役所借料ヲ節減セントスル時ノ意見
- 34 乞振作元氣□□蕩離散議
- 35 朝鮮ノ事ヲ論ス (公使館暴発ノ節)
- 説日本銀行創立旨趣
- 日本銀行開設ニ付示論書
- 自用酒税改正ノ件ニ付意見 明治十六年六月二十一日

地租戸数割改正案ノ意見
 道路開修費賦課意見
 營業□種税改正意見
 常置委員議長議
 郡長撰任改良議

- 36 官更任期ヲ定メ滿年賜金ヲ廢シ養老金又ハ勲記ヲ賜フヘキ議
- 37 地方紳老局ヲ設置スル議
- 38 中学普通文科ヲ置ク議
- 39 史論并日本古米大勢變局ヲ論ス
- 40 学事類□字ノ編纂スル議
- 41 県治会要第二編ヲ編纂スル議
- 42 嶺村巡察使同上ニ付談話ノ事
- 43 巡察使ニ賜序ヲ出セン事
- 44 全上ニ付巡察使談話ノ事
- 45 渡辺恭輔辞表ヲ出ス事ニ付処分セシ一件
- 46 境県令致仕ニ付文彦進退事件
- 47 贈星野県令代理論進退書
- 星野ニ手束
- 48 辞表呈出ニ付日令ヘ手束
- 49 藤川鳥根県令新政着手ノ未来記

『鉄字筆録』(三) 修史部 自明治十三年至同十六年 (朱筆) 「大正五年五月十五日文彦(花押) 鳥根県学務課長の頃修史及其他事務ニ係る草案也五冊ノ内」

- 1 鳥根県史看詳議 明治十三年三月三十一日 (朱筆) 同年九月十八日稟二十日決
- 2 鳥根県史看詳議案 (鳥根県史看詳意見条件)
- 3 以修史係特立一課改称修撰課或改称修撰委員為本局直轄議 明治十三年四月

- 六日
- 4 乞看詳鳥取県史事状 明治十三年二月二日
- 鳥取県史調査ニ付鳥取ヘ派出史料ヲ搜索スルヲ乞フ事 明治十三年二月九日
- 鳥取県史史料考査事目
- 5 鳥根県史叙論原稿 (租法・職制・兵制・刑法・禁令・會計)
- 6 史料蒐輯方案
- 7 修史料職制章程草案 (朱筆) 是ハ私案也
- 修史料職制 修史事務章程
- 第一章 歴史編纂之事
- 第二章 地誌編纂之事
- 第三章 日誌編纂之事 (県庁日誌編纂方法案カ)
- 第四章 特別ノ編纂之事
- 8 修史料文書調査之儀ニ付稟議 明治十三年八月三十日 (朱筆) 三十一日決
- (附) 修史料文書類別表
- 9 文書調理方案 (朱筆) 明治十三年八月三十一日協議決 (修史料史文書整理方法案)
- 10 面積実測之儀ニ付稟 明治十三年九月三十一日 (本県下未ダ実測施行無之ニ付面積未詳) 地誌編纂のためにも県政上からも県下の面積の実測施行が必要である)
- 11 科務例則并附属書類輯録案 明治十三年九月二十八日
- 12 修史料事件ニ付稟議 甲 明治十三年九月十七日 修史料長湯本文彦
- 修史料事件ニ付稟議 乙 明治十三年九月二十一日
- (修史料整理意見申議書)
- 13 従来御進達済之郡図誤謬ノ義ニ付上申 明治十四年三月 修史料長湯本文彦
- 県令代理大書記官星野輝賢宛
- 14 誌料概目 (鳥根県志編集の志料蒐集につき各科より提出する志料の概目をのべ、提出方についての稟議案) 明治十三年九月十八日稟 二十一日決
- 15 修史料員之儀ニ付内申 明治十五年三月二十三日 修史料長湯本文彦 県令
- 境二郎宛 (科員についての勤務評定)
- 16 上修史館論修史事宜書 明治十五年十二月二十四日 鳥根県四等属修史料長

- 湯本文彦 修史館副官長一等編集官重野安輝宛
- 17 府県史ノ事ニ付四等編輯官星野恒ト問答筆記 明治十五年十一月十九日
- 18 於太政官修史館学監事長松幹岩□修問答筆記并修史例則改正建議 明治十五年十二月二十四日
- 19 於内務省地理局地誌編集總長塚下朋毅面会之筆記 明治十五年十二月二十四日
- 『鉄字筆録』(四) 残餘存稿一冊 (朱筆) 「大正五年五月十五日(花押) 鳥根県学務課長たりし頃時務并県務ニ係る意見案并ニ関係之文書也 五冊ノ内」
- 1 新旧比較論一 八月三十日 (国勢の転換について論じたもの)
- 2 新旧比較論二 十一月二十日 (近年我國の民情風氣の衰頹破壊を論じたもの)
- 3 琉球処分事件「明治十二年九月五日・六日兩夜芳野舎南樓机研生涼燈影可親如草 文彦未定稿」
- 4 貨幣關出調査表(貨幣濫出論) (外国貿易における輸入超過貿易赤字の弊害を論じたもの)
- 5 萬言書ヲ献ゼン時ノ記事 (三条)
- 6 隨筆 (一条)
- 7 於宇倍神社演説 一月十七日午前四時稲羽山房寒灯結御座如草
- 8 鳥取県ヨリ修史ノ事ヲ托センニ其無礼ヲ惡ミ之ヲ諾セザリシ事 (二条)
- (史説) 「余曾テ地方ノ史事ヲ論ス、史ハ信ヲ万世ニ伝ヘ、以テ勸懲ヲ後代ニ示ス者ニテ、其慎重スヘキ固ヨリ論スマタス云々」
- 9 鳥取県ヲ鳥根県(併合ノ後意見) (二条) (鳥取県ヲ鳥根県ニ併合セン時ニ或人ノ問ニ答フ) (同時ノ意見、区制改正ノ事)
- 10 鳥根県民等ヲ定ムル事ニ付或人ノ問ニ答フ(鳥根県民等ノ不正ヲ駁シ併ニ其実施方案ヲ論ス) 明治十一年三月二十六日
- 11 鳥根県民等ヲ立ツル時地ニ屬スル民費ヲ公則ニ及シ兩税即チ二重取ニセシ事ヲ論ス 明治十年三月下旬
- 12 人ノ問ニ答フ (地面公債証書發行ノ説ニ付意見) 一月八日
- 13 問題擬對(乙亥三大變) 明治八年十二月 (朱筆) 「余以此題課諸生亦自對以

陳所見) (漢文体)

- 14 時勢論 (前原一誠成敗論) 明治九年十一月三日草 (漢文体)
- 15 學則 甲・乙 (共立學舎學則并池田公ノ質問ニ答ヘシ意見) 明治八年十二月十七日
- 16 乞庸學事係置学区取締建議 代森田幹作 明治十年二月十日
- 17 郡制改革利書議 (郡制実施ノ説ニ付、其設施方案ヲ論ス) 明治十一年十一月草
- 18 (文稿ニ副ヘテ宮原海宇翁ニ贈ル手束) 十二月十七日 (追伸に「武彦(弟)碑文御高案何卒幸希上候」とある)
- 19 宮原海宇翁ニ賜ル 三月五日 (去月十八日付の手紙の返信)
- 20 鳥取開懸社盟約書 明治十三年七月 (福島開懸同志紀) (今井鉄太郎ら鳥取士族は福島安積郡に移住し原野の開墾に従事した。この同志のため今井鉄太郎の依頼により作ったもの)
- 21 裁亂善後策 一・二 (西南ノ役について論じたもの)
- 22 忠勝紀事 (明治十一年十二月、湯本文彦が島根県令境二郎の招きに応じ島根県に就職する事情を記したもの)

『鉄字筆録』(五) (朱筆) 明治十八年一月 五冊ノ内五 士族授産説・米子中学校長□(花押) (仮綴)

- 1 士族授産説議 明治十五年二月十六日草
- 2 邸宅路線ニ当リ移住セン始末 (明治十六年から開始された若松往來改修に湯本邸がひっかかり、それをめぐっての始末記)
- 3 因道路事件対人問書 明治十七年三月六日
- 4 築港開港事件
- 5 築港開港事宜狀「本件余從來所見也。頃日囑岡崎平内行之、因為草此狀、平内齋上京」 明治十七年七月
- 6 米子中学校景況并ニ改正意見具狀書 明治十七年十一月二十七日 米子中学校長湯本文彦 鳥取県令山田信道代理鳥取県少書記官萩原汎愛宛
校舎新築ノ件 米子中学校新築着手景況前件附録 教員ノ件 十七年度俸給支出案 改正教則実施ノ件 生徒ノ件 經費ノ件、將來維持擴張ノ件

築假山□排樹石交植花奔掘地瀉水刻意模擬以博人目之遊嬉而与天造之形勝竟不相近者余之左所不取(也) 雖然所謂心焉嚮往之者未知何日果能如是与否也 (未知真能然与否也) 文彦題
() は第一冊で加筆された字。() は第三冊の末尾の表現である。

- 『芳邨舎拙稿』(一) 元治甲子至明治甲戌 (朱筆) 「此内清書ノ分アリ又未清書ノ者不少、拙文從元治甲子元年至明治十一年戊寅合五冊、而今第二冊不見也。可与手写稿本此照 大正五年五月掃郷中 文(花押)」
- 1 呈敬齋先生論長人書 元治元年七月 (明治元年の追記あり)
- 2 与田村貞彦翁談事 元治元年八月十四日 (慶応三年秋の追記あり)
- 3 議事三条 (西夷入寇之事 長人処分之事 營教建白之事)
- 4 送武彦等祇役浪華序 明治元年九月二日
- 5 上中將公言事書 明治元年五月
- 6 送宮崎貞蔵教授會吉序 明治二年十二月十三日
- 7 待頭堂記 明治三年冬日
- 8 達志齋記 (達志齋は沢田元博のこと) 明治三年冬日
- 9 精先生傳 明治三年九月草 (明治四年六月の追記あり)
- 10 登馬山記 明治三年十月 (馬山は東伯郡羽合町橋津の馬山のこと)
- 11 登美徳山記 明治三年十月 (「庚午十月遊會吉記行中節略」)
- 12 送茅原信行之山口県序 明治五年七月
- 13 送某生再遊東京序 明治四年十二月
- 14 武彦廣誌 明治七年八月二十二日
- 15 祭武彦 明治七年七月二十一日 (武彦の小祥忌祭における祭文)
- 16 議事(定方向議 江藤學兵時作 甲戌) (明治七年二月、江藤新平、島義勇、幸兵干佐賀、四方騒動・鳥取士人亦嘯聚群議、殆有暴卒慮之之勢、余因作此篇、時廿七日也、未幾日捷報至、幸無事) 明治七年二月二十七日草
- 17 八尾正朋傳 明治七年五月 (八尾正朋は分知家池田淡路守清定の家臣)
- 18 送奥田生序 明治七年五月 (奥田生は奥田成美のこと)
- 19 道不可變論
- 20 制可隨時論 明治七年六月二十九日録

- 7 鳥取士族授産ノ事ヲ論ス 明治十七年七月
- 8 意見書□ (明治十八年) (「県令ノ県政ニ不尽力ナル置県ノ目的ニ反ス」として内務卿の實情視察、県令の更迭を密申することについての意見)
- 9 卒業証書授与ニ付演説案 明治十九年三月 県立米子中学校開業式日初等中学科卒業生ニ卒業証書ヲ授与スル時演説案
開校式演説案 (校舎竣工後の開校式か)
- 10 出雲水理及道路ノ事ニ付問ニ答フ 文彦 藤岡君 (出雲地方の治水および道路改修につき論じたもの)
- 11 米子中学校経費取扱細則 明治十八年二月創定
- 12 生徒取締規程 明治十八年二月五日定
- 13 米子中学校処分策 明治十九年四月二十七日
- 14 米子中学校維持経費予算
- 15 鳥取肥料会社創立趣旨 明治二十年五月
- 16 授産論第一 明治二十年七月六日草 (士族授産を論じたもの)

『芳邨(舎)拙稿』は、湯本文彦が漢文で書いた論稿をまとめたもので、もとは五冊にまとめられていた。現在は第二冊を欠き四冊しか残っていないが、第一冊の表紙に文彦自身の朱書で「拙文從元治甲子元年至明治十一年戊寅合五冊、而今第二冊不見也」と記しているから、文彦自身が紛失したものであろう。取められている文稿の年代は元治甲子元年(一八六四)から明治戊寅十一年(一八七八)とあるが、第五冊の表紙には明治十二年己卯とあるから十二年までの著作が取められていることになる。表題は『芳邨舎拙稿』が第一冊と第三冊で、『芳邨拙稿』が第四冊と第五冊である。芳邨舎とは湯本の居宅が鳥取市吉方(よしきた)にあったので、その居宅を芳邨舎と号したものであろう。

ところで、第一冊と第三冊には、最初に次のような題辭が載せられている。
題辭
余作文本不求作及有所欲言而(後) 言写之字意盡而止不別構奇不枉求平通明達合於自然而已矣譬之凡山常水無有奇峭端滯怡人目供遊觀然至其天造自然不借人巧可以著植樵牧可以灌溉運則有未必与高山巨川大相讓者也如彼構園庭

- 21 再上左大臣嶋津公書 明治七年十一月十三日 (外交・國事を論じたもの)
目次には、「準議事憲法詔書事封事」「上嶋津左大臣書」が記されているが、これ等二篇は「此篇別開次篇亦同」と註があり、本冊の中にはない。
- 22 答某氏書 明治七年十一月十日 (明治七年、県情動搖變動不測の状況にあつて鳥取士族の動きと自分の立場をのべたもの)
- 23 題縣居翁真蹟 明治八年黃梅 (加茂真洩の真蹟をその子孫岡部政美から贈られた時のもの)
(裏表紙)
- 「明治十二年九月四日於柳暗花明邨舎南樓秘書深處 鉄字寒士文彦 題」
- 『芳邨舎拙稿』(三) 明治乙亥・丁丑
- 1 三上左大臣嶋津公言事書 明治八年四月一日 (時事を論じた封事を再々度左大臣嶋津久光に上呈し奏達を乞うもの)
- 2 与黒川愛石書 四月八日
- 3 与伊吹市書 明治八年八月二十八日 (伊吹市は伊吹市太郎か)
- 4 与今井鉄書 八月十八日 (今井鉄は今井鉄太郎)
- 5 上左府公言事封事 明治八年十月十四日 (江華島事件について左大臣嶋津久光への上書) (朱筆)「此書十五日以郵便送呈手左府公閣下」
- 6 上元老院書 代共立学舎諸同志作 明治八年十月三十一日
- 7 雙翠山房記 明治八年十一月二日 稲羽山山館燈下書
- 8 答共立学舎依頼狀書 明治八年十二月十日
- 9 問題 (三題) 明治八年十二月二十四日 為角田安處作
- 10 改革共立学舎議 明治八年十二月十日
- 11 學則 明治八年十二月十日 告示共立学舎生員
- 12 文會告示 明治八年十二月十日
- 13 議事則題辭 明治八年十二月八日
- 14 論乙亥三變并問題(余出此題試生徒又自作此篇) (明治九年一月九日とあるが、『鉄字筆録』四の13「問題擬対」と同一のものである。)
- 15 記事 (飯田秀仲話)
- 16 送梅宇序 明治九年四月十二日

- 17 為富崎翁題墨江眺覽圖 明治九年
- 18 共立学舎改革条件告諭書 明治九年七月十五日
- 19 真洞碑陰記 明治九年八月二十三日 (真洞は三枝真洞のこと)
- 20 因幡県上内務郷書 明治九年八月三十日 (此書と森田幹・宮崎貞蔵・今井鉄太郎連署上之、元文之ニ今少改之)
- 21 時勢論 明治九年十一月三日草 (前原一誠の萩の乱を論じたもの)
- 22 (試筆) 明治十年 「論天御中主神神徳」 「魂心気辨」 「論教法有天造人為之區別」 「試筆」
- 23 奉嗣偶作詩記 明治十年一月十六日「稲羽山房灯下記」
- 24 示字倍神社社寮書 明治十年一月二十一日
- 25 贈安達竹堂書 明治十年二月 (西南の役がおこり、鳥取士族の動搖も激しい中に、岡山にいた安達竹堂(清風)が帰鳥した、安達の説く所「其説雖壯、然鳥取士族所能堪」として安達に贈ったもの)
- 26 時勢論 明治十年二月二十四日草 (西南の役について論じたもの)
- 27 論西郷隆盛 明治十年三月
- 28 豊彦折願祝詞 明治十年二月 (我が子豊彦の無事成長を宇倍神社に祈願したもの)
- 29 納甲戌封事宇倍神社記 明治十年四月一日 (甲戌封事は明治七年八月の「準議事憲法詔書言事封事」のことである)
- 30 武彦墓銘之誌 明治十年七月二十一日「兄文彦弔祭卒試撰誌」
- 31 政教論 明治十年八月十日 (裏表紙)
- 「明治戊寅九月卅日於柳暗花明邸舍秋香深處 鉄字寒士修 附 附」
- 『芳邨舎拙稿』(四) 明治十一年戊寅雜稿
 - 1 愛梅説 戊寅一月一日試筆
 - 2 与林生龜 明治十一年一月五日
 - 3 与森本波瀾 明治十一年一月十日
 - 4 説林鶴梁文二首 明治十一年一月十二日・十五日
 - 5 栗溪雅會略誌序

- 6 陸軍曹長磯岩武久招魂碑誌 明治十一年三月「為武久兄潮代作」
- 7 陸軍中尉從七位大庭君招魂碑誌 明治十一年三月
- 8 經世文抄序 明治十一年三月七日
- 9 復安達竹堂書 明治十一年二月十七日・三月二十三日
- 10 竹隱記 明治十一年五月十日
- 11 芳邨舎群芳小譜題言
- 12 陸軍小尉武補正八位今村庶碑 明治十一年八月六日
- 13 奉願記(名和神社奉願記) 為島根県官依頼代作 明治十一年八月十日
- 14 文稿題辭 明治十一年
- 15 題西郷・木戸・大久保手束合頌 明治十一年八月二十八日
- 16 記事 明治十一年九月(飯田秀仲・年平が東京で博覧会を見た時の事)
- 17 書某生製物論後 明治十一年冬
- 18 題頼翁除夜歳旦小軸 為水多基
- 19 答某生問書 明治十一年十一月四日 (裏表紙)
- 「明治十二年八月十七日柳暗花明邸舍南樓亂蚊掠獨炎氣撲人處力苦誌之 湯本文彦 附 附」
- 『芳邨舎拙稿』(五) 明治十二年己卯
 - 1 唐宋八家經世文編題言 戊寅(明治十二年)一月一日試筆
 - 2 温知堂説 為藤田謙造題 長額
 - 3 (説吹米大家所見集)
 - 読米國獨立徵文題其後
 - 書多克武易爾氏論米國人義氣文後
 - 書須辺世爾氏論政府銷害獨立自助氣風文後
 - 書拔克爾氏論天然現象与世上開化關係文後
 - 書同氏論分押制造化力文後
 - 書斬萬爾斯人民為法度之本論後
 - 書彌氏論論自一己品行人才文後
 - 書拔克爾氏論後英國文明史、若自三世内國政事論

- 4 抄録粟山文集序
- 5 角田安處名説
- 6 故陸軍大尉正七位小谷君謙忠之碑 明治十二年三月十五日 鳥取湯本文彦撰
- 7 稲羽山石窟記
- 8 与山名立天
- 9 与原田謙堂
- 10 記加須屋松齋翁之事
- 11 芳邨舎文會記
- 12 読新文詩花月新誌明治詩文 (明治十二年) 九月三日
- 13 西原藤太郎伝 明治十二年七月十九日記手稲羽山館松翠滴題
- 14 狼説 (明治十二年) 八月二十九日
- 15 林為衛墓表
- 16 古木机記 (明治十二年) 十二月三日
- 17 与森田幹書 (明治十二年) 十一月二十四日於稲羽山館紅樹如錦處
- 試筆 除日七古韻 戊寅一月一日
- 以下和歌七首、漢詩草稿二十余篇があるが中には墨で消されているものもあり、文彦が附記した目次には載せていない。
- (裏表紙)
- 「明治己卯拙稿於碧雲湖北客館瓶梅寒香處、輯為一本明治庚辰大寒後六日也 附 附 附」
- III 『芳邨拙詠』 明治十二年十月編
- 表紙にインクペン書で「二」とあるが、この一冊しか残されていない。第一ページに次のような和文の自序が記されている。
- おのれわかりしより、うたよみからうたつくることは、いたくもこのまざりしこと、をりにふれ、ことにあひつゝ、こころニおもふふしを□めきいてたるハ、はたすくならざりしか、たくみをもちあうるはしのをき□ふこともなければ、いひたらずして、こころきこえぬもまたおほかるへし、としこころのうちにおしこめて見もやらざりしを、ことしあきのすえつかた、うへのや

- ますみのつれくゝなるてすさひに、ほくなどのうちをあざりてかきつめつゝ、このひとまきとへなしぬ、もとよりひとにしめすへきものならねと、はるひのあめつつミ、あきのよのねさめかちなるころ、木のめを□ともし、ひかけなどして、ひとひら、ふたひらつつよみてたらんには、はたむかしをしのひ、そのかみをおもふなり、たちとならざらんや□もしはたかかるともてうたとこゝろえたらんには、このミわたしのにしきにまかふもミちのいろいとたけのしらへにかよむしねにたにあにはちすらめやは、明治十二といふとし十月廿二日稲羽山館の南の軒松のみとりのかけふかきところにて草をとりぬ。
- 文彦の歌集である。巻頭の一首は、「文久二年十月世のなかさわかしかりけるころ、京の方たひたたとしけるととき氏神にまふて」とあり、文久二年からはじまり、終りは明治二十一年ごろにおよぶものまで載せられている。
- 表紙の裏に「評點凡例」が記されているが、それによると、当時因幡地方を代表する飯田年平・飯田俊子・宮原嶺・門脇重綾・小谷古藤・中島宜門の国学者、歌人が評を加えている。文彦の漢学・儒学のみならず国学・和歌における教養を知ることのできる史料である。
- IV 『碧雲湖館雜詠』
- 表紙に朱書で、「詩文稿從明治十三年至十九年、大正五年五月十五日(花押)」とあり、第一ページに「此稿本は明治十三年辭ニ松江ニつきしより二十年ニ至る詩歌雜稿なり、此内ニて整稿本ニ泄れしもの少からず、追て採蒐して製本ニ入れと□□也」とあるように、文彦が島根県に奉職して以降、京都府に奉職するまでの間に書いた詩歌を集めたものである。表紙には彼が使用した二十六種の印影がおされている。
- V 『拙稿』
- 明治十五年・明治十六年(後に、明治十四年・十七年)が鉛筆書きで追加されている。(朱筆)「文稿詩歌稿三冊ノ内、此内ニハ己ニ写取シモノ多ケレト、猶未写ノモノ不少 大正五年六月三日文彦(花押)」
- 三冊の内とあるが、「拙稿」と題するものは、この一冊のみで他の二冊はない。収載されている文稿は次の通りである。

- 1 外患論一
- 2 外患論二
- 3 辛巳答人問書
- 4 論鳥取事宜一
- 5 觀三龍記
- 6 鳥取桑梓保会主意書 明治十四年五月
- 7 縣政目途總説 鳥根縣治會要
- 8 安藤伊右衛門伝
- 9 題加須屋松斎翁遺墨後
- 10 与宮崎貞藏(松宇)書 明治辛巳年九月十一日
- 11 奉境県令辭職儀 明治十四年十月二十五日
- 12 出雲藩古知今因説序 明治辛巳年霜降前二日
- 13 送境県令上京呈事書 明治十四年十一月二十五日
- 14 士族授産答議 明治十五年二月十六日
- 15 奉山田鳥取県令書 (明治十五年) 一月九日
- 16 友翠明紅園記 明治十五年大寒前三日
- 17 (龍安寺祭亡弟武彦文) 明治十五年四月二十五日
- 18 嵐峽親睦會記 明治十五年四月十六日
- 19 道路開修問案 壬午五月
- 20 乞振刷作興以防元氣敗類書 明治十五年八月二十三日
- 21 書武彦遺墨後 明治壬午年七月二十一日
- 22 高瀬舟記 明治十五年十月二十七日草于旭川舟中
- 23 函文規範序 明治十五年八月
- 24 題今井鉄太郎書冊後 明治十五年冬至日 於東京馬喰町客窓
- 25 雜説 明治癸未
- 26 文章論并附録
- 27 晚翠堂記 明治癸未年新年秋 (晚翠は鳥根県大書記官星野輝賢)
- 28 贈櫻村巡察使序 明治十六年八月八日
- 29 贈星野書記官書 明治十六年十一月十五日
- 30 送從五位境君薛官婦郷序 明治十六年十二月二日

IX 『天下第弑等拙詩』

表紙は裏・表ともない仮綴の一冊である。内容は文彦の詩稿である。冒頭に「天下第弑等拙詩」と朱書してあるから、これを表題とした。欄外に「如此悪詩天下所稀是而以爲詩何」と書き、「寒香舎」とも書いてある。年代は第一ページに「己巳」とあるから明治二年にはじまり、終りの詩の最初に「甲戌」とあるから明治七年までの詩稿である。

目録の17「奉鳥取県令山田君書」以下25「古木机記」までは『鉄字筆録』や『芳邸拙稿』等の中に所収されている論稿である。この中で20「学制私擬」は「己巳十月湯本文彦稿」とあり、明治二年藩の戦制改革にあたって、当時中教正であった文彦が藩の学制の改革を私案として草したものである。

26「池田氏系図稿」以下39「湯本武彦君墓碑銘」までの中では32「私淑録」38「陪従日記」が注目される。「私淑録」は文彦が私淑した藩内の人物について簡単に記した小型の横帳である。挙げている人物は、佐々木儀右衛門・八尾正朋・大口権九郎・小泉友賢・谷口喜内・森唯七・箕浦世亮・松井伴右衛門・羽原伝兵衛・辻晚庵・建部模斎・米村所平・河田東岡・上野木風翁・深尾角馬後醍醐頼賢・堀教斎である。堀教斎を除けば皆な古い人々で、おそらく文彦の面識のない人ばかりである。

38「陪従日記」は、明治元年(一八六八)二月、山陰道鎮撫使の来藩より雲州を経て帰京の旅程に陪従した時の日記で、明治元年二月二十三日から四月十日まで記されている。この「陪従日記」は弟武彦のもので、湯本三又郎家家譜、明治元年三月二十七日の条に「湯本助之丞儀、山陰道鎮撫使西園寺殿御附添にて御国より今日到着申事」と京都に到着したことが記されている。

40「三神伝」は、歌道の三神についてのべたもので、安永五年(一七七六)十二月、安藤李山の写本である。引「玉枝集」は初代鳥取藩主池田光仲の言行録である。写本の年代は不明である。表紙に「湯本」の丸印が押されている。

- 31 因道路事件答人問書 明治十七年三月六日
 - 32 雙履跡之碑 明治十七年五月一日
 - 33 贈山田鳥取県令論泉治書 明治十七年三月二十三日
 - 34 東松嶺禪師 (明治十七年) 五月十三日
 - 35 雜説 癸未年四月
 - 36 与福井順書牘 明治十九年四月十五日
 - 37 祝泉立米子中学校開校序 明治十九年六月
 - 38 寄今井鉄太郎 明治十九年六月
 - 39 寄懷鳥根県令泉峰墳公 明治十九年五月(通谷は八頭郡郡家町、安藤井手のこと)
 - 40 通谷新築紀功碑 明治十九年四月三日
 - 41 贈鳥取県令山田君論泉政書 明治十九年四月二十日
 - 42 贈秀閣記 明治十九年十月二十日
 - 43 上元老院書 (残欠)
 - 44 (石原常節についての文稿) 明治二十年三月二十日
- VI 『鉄宇心史目録』 (明治十年中の文彦の論述の題目)
- 「客有風雲際会展蹉跎半世從辛酸滿腔熱血写心史點待千秋知己人。明治十年丁丑十月 鉄宇寒土文彦自題」と冒頭に記している。
- VII 『鉄宇心史 杞夢(憂)贅言稿本』 明治二十二年九月八日
- (西京桃花第一坊客居南窓執筆)
- 条約改正・外交問題を主とした論策、「鉄宇心史杞夢贅言」の外に「改正案実行ニナル時へ左之弊害ヲ生スル事」「國權毀損ノ件」「伊藤密院議長辭表ヲ上スル論」等が附されている。
- VIII 『詩歌雜草 九・十・十一年』
- 仮綴の一冊で、明治九・十・十一年に作られた文彦の詩歌の草稿。裏表紙に「紀元二千五百三十年有八年明治十一年第一月十日柳暗花明柳舎南樓紅白瓶梅清香可掬處起筆鉄宇生 函」と記している。これは「芳邸拙稿」の裏表紙と同じである。

四、湯本文彦について

湯本家

湯本文彦は、鳥取藩士湯本又三郎信好の長子として、天保十四年(一八四三)六月七日、鳥取に生れた。(母は、湯本なか)初名を増之助といった。儒学で知られ、国事に奔走し早世した湯本武彦(一八四六―一八七三)は弟である。

湯本家は、初代湯本六郎兵衛が、寛文六年(一六六六)に初代藩主池田光仲の世子綱清(二代藩主)の御歩行に召出され、二十俵三人扶持を得たのにはじまる。以下文彦まで次のように続く。

(初代) 六郎兵衛 (二代) 小平次 (三代) 政之助 (四代) 又次郎 (五代) 又三郎 (六代) 増之助 (七代) 又三郎 (八代) 又三郎 (九代) 又三郎 (十代) 又三郎 (十一代) 又三郎 (十二代) 又三郎 (十三代) 又三郎 (十四代) 又三郎 (十五代) 又三郎 (十六代) 又三郎 (十七代) 又三郎 (十八代) 又三郎 (十九代) 又三郎 (二十代) 又三郎 (二十一代) 又三郎 (二十二代) 又三郎 (二十三代) 又三郎 (二十四代) 又三郎 (二十五代) 又三郎 (二十六代) 又三郎 (二十七代) 又三郎 (二十八代) 又三郎 (二十九代) 又三郎 (三十代) 又三郎 (三十一代) 又三郎 (三十二代) 又三郎 (三十三代) 又三郎 (三十四代) 又三郎 (三十五代) 又三郎 (三十六代) 又三郎 (三十七代) 又三郎 (三十八代) 又三郎 (三十九代) 又三郎 (四十代) 又三郎 (四十一代) 又三郎 (四十二代) 又三郎 (四十三代) 又三郎 (四十四代) 又三郎 (四十五代) 又三郎 (四十六代) 又三郎 (四十七代) 又三郎 (四十八代) 又三郎 (四十九代) 又三郎 (五十代) 又三郎 (五十一代) 又三郎 (五十二代) 又三郎 (五十三代) 又三郎 (五十四代) 又三郎 (五十五代) 又三郎 (五十六代) 又三郎 (五十七代) 又三郎 (五十八代) 又三郎 (五十九代) 又三郎 (六十代) 又三郎 (六十一代) 又三郎 (六十二代) 又三郎 (六十三代) 又三郎 (六十四代) 又三郎 (六十五代) 又三郎 (六十六代) 又三郎 (六十七代) 又三郎 (六十八代) 又三郎 (六十九代) 又三郎 (七十代) 又三郎 (七十一代) 又三郎 (七十二代) 又三郎 (七十三代) 又三郎 (七十四代) 又三郎 (七十五代) 又三郎 (七十六代) 又三郎 (七十七代) 又三郎 (七十八代) 又三郎 (七十九代) 又三郎 (八十代) 又三郎 (八十一代) 又三郎 (八十二代) 又三郎 (八十三代) 又三郎 (八十四代) 又三郎 (八十五代) 又三郎 (八十六代) 又三郎 (八十七代) 又三郎 (八十八代) 又三郎 (八十九代) 又三郎 (九十代) 又三郎 (九十一代) 又三郎 (九十二代) 又三郎 (九十三代) 又三郎 (九十四代) 又三郎 (九十五代) 又三郎 (九十六代) 又三郎 (九十七代) 又三郎 (九十八代) 又三郎 (九十九代) 又三郎 (百代) 又三郎 (百一代) 又三郎 (百二代) 又三郎 (百三代) 又三郎 (百四代) 又三郎 (百五代) 又三郎 (百六代) 又三郎 (百七代) 又三郎 (百八代) 又三郎 (百九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (百五十三代) 又三郎 (百五十四代) 又三郎 (百五十五代) 又三郎 (百五十六代) 又三郎 (百五十七代) 又三郎 (百五十八代) 又三郎 (百五十九代) 又三郎 (百六十代) 又三郎 (百六十一代) 又三郎 (百六十二代) 又三郎 (百六十三代) 又三郎 (百六十四代) 又三郎 (百六十五代) 又三郎 (百六十六代) 又三郎 (百六十七代) 又三郎 (百六十八代) 又三郎 (百六十九代) 又三郎 (百七十代) 又三郎 (百七十一代) 又三郎 (百七十二代) 又三郎 (百七十三代) 又三郎 (百七十四代) 又三郎 (百七十五代) 又三郎 (百七十六代) 又三郎 (百七十七代) 又三郎 (百七十八代) 又三郎 (百七十九代) 又三郎 (百八十代) 又三郎 (百八十一代) 又三郎 (百八十二代) 又三郎 (百八十三代) 又三郎 (百八十四代) 又三郎 (百八十五代) 又三郎 (百八十六代) 又三郎 (百八十七代) 又三郎 (百八十八代) 又三郎 (百八十九代) 又三郎 (百九十代) 又三郎 (百九十一代) 又三郎 (百九十二代) 又三郎 (百九十三代) 又三郎 (百九十四代) 又三郎 (百九十五代) 又三郎 (百九十六代) 又三郎 (百九十七代) 又三郎 (百九十八代) 又三郎 (百九十九代) 又三郎 (百十代) 又三郎 (百十一代) 又三郎 (百十二代) 又三郎 (百十三代) 又三郎 (百十四代) 又三郎 (百十五代) 又三郎 (百十六代) 又三郎 (百十七代) 又三郎 (百十八代) 又三郎 (百十九代) 又三郎 (百二十代) 又三郎 (百二十一代) 又三郎 (百二十二代) 又三郎 (百二十三代) 又三郎 (百二十四代) 又三郎 (百二十五代) 又三郎 (百二十六代) 又三郎 (百二十七代) 又三郎 (百二十八代) 又三郎 (百二十九代) 又三郎 (百三十代) 又三郎 (百三十一代) 又三郎 (百三十二代) 又三郎 (百三十三代) 又三郎 (百三十四代) 又三郎 (百三十五代) 又三郎 (百三十六代) 又三郎 (百三十七代) 又三郎 (百三十八代) 又三郎 (百三十九代) 又三郎 (百四十代) 又三郎 (百四十一代) 又三郎 (百四十二代) 又三郎 (百四十三代) 又三郎 (百四十四代) 又三郎 (百四十五代) 又三郎 (百四十六代) 又三郎 (百四十七代) 又三郎 (百四十八代) 又三郎 (百四十九代) 又三郎 (百五十代) 又三郎 (百五十一代) 又三郎 (百五十二代) 又三郎 (

か、筆者はまだこの問題を明らかにしていない。ただ注意されるのは、鳥取藩の池田家が水戸徳川家から慶徳（一八三七—一八七七）一斉昭の五男一を藩主に迎えてから、藩校は拡充され、大いに水戸学の導入が見られたことである。恐らくこうした新しい学風の中で湯本文彦は学を修め、歴史家としての基礎を培ったであろう」とのべておられる。

文彦が、藩校尚徳館に入校したのはいつごろであったか明らかでないが、鳥取藩では藩校の就学年令を一応十三歳と定めていた。これが万延元年（一八六〇）に八歳に引き下げられる。しかし、文彦は安政五年（一八五八）三月にはすでに学館温書司を勤め、さらに教授助にまで進んでいる。この時文彦は十五才前である。文彦はたしかに秀才であったが、入校以来二年たらずで教授助に進むには、入校以前の修学を考えなければならぬ。

嘉永一久期に鳥取藩でもっとも実力があり、藩校内で重きをなした儒者は堀庄次郎敦斎であった。その敦斎の文久元年（一八六一）ごろと見られる自筆門人帳が残っているが、その最後に敦斎の息頼熙の筆で「追記」として今井鉄太郎・宮崎貞蔵・湯本増之助・湯本助之進・大谷順蔵・高浜鉄之助・吉岡文禎が書き加えられている。文久元年には文彦は十八歳であり、すでに、句読方にまでなっていたから、敦斎は文彦を門人帳には記載しなかったであろうが、かつて湯本兄弟が堀敦斎の門に学んだとみてよいであろう。湯本文彦は鳥取を出て他所に遊学修行した様子がないから、堀敦斎の影響は大きかったと考えられる。

ところで、池田慶徳の就封以来、藩政改革が進行するが、その一つの柱に学制改革があり、藩校の拡充が行われ、藩校は藩政上でも重要な位置を占めるようになる。藩政改革の中で藩校の改革が大きな役割をになうというやり方は、たしかに水戸藩の天保改革に似ている。しかし藩校の教育内容に「大いに水戸学の導入が見られた」と明確にいうことはできない。当時の藩校の儒者は、堀庄次郎（敦斎）、孫大録・初野善蔵・正垣薫・野崎源蔵・佐善新三郎（修蔵）景山龍造らであり、彼等の中に水戸に遊学した者はなく、特に水戸学をよくした者もない。鳥取で水戸に遊学し、水戸学を学んだ者は、安達清一郎（清風）である。安政三年（一八五六）六月、安達は鳥取に帰ってくる。「鳥取藩史」（藩士列伝）は、「此より水戸の学風及書籍は、清一郎によりて鳥取に伝はり、

意見あり、一日堀子を訪ひ其説を述ふ。堀子曰く、我は学校の事を管せしより其意あり、我は歴史と法令と系譜との三係を置き、公庫の図書民間の文書一切其事に係るものは写して之を整理し、併て著書検定保存等の事を主管せしめんと欲せしか、問もなく天下多事に属し遂に実行を得ずして止みしは甚惜むべき事なりと謂れたり、其時は官民とも記録文書も猶多かりしか、維新変革のため大半散亡せしは大に可惜。堀子の説當時に行はしめは、其保存せらりしもの必ず多かりしならんものを」

さらに朱筆で欄外に「堀子ノ説當時ニ行レハ、藩史の挙易々ノミ嗟乎惜哉」と記している。また、堀の「藩学中ニ編輯局ヲ置ク意見」という建言書の解題で湯本は「堀氏は国史家にあらずしも夙く此に着眼し之か計画を立てしは其識見の高きを知るべし」とも記しており、儒学のみならず、文彦が歴史家としての基礎を培っていく過程で堀庄次郎の影響をみのがすことはできない。なお、堀庄次郎については本報告書の第三集（昭和五十年度）を参照されたい。

湯本文彦と国学

湯本文彦は国学もよくしたが、彼がどのようにして国学を修め、またその師はだれであったか明らかでない。

鳥取藩における国学の発展は、安永八年（一七七九）、難波玄生・清水貞園によって「稲葉和歌集」の編纂されたのが先駆である。やがて享和三年（一八一八）三、八上郡佐貫村の神官で、本居大平に国学を学んだ國本道男によって、本居宣長の高弟衣川長秋が召喚され隆盛期を迎える。長秋の門に学んだ人々は鷲見安秋父子・飯田秀雄・白井治堅・加須屋武義・米原豊秋・佐治景嶺・小林大茂・中島宣門・辻春信等がある。

国学が藩校にとり入れられるのは嘉永六年（一八五三）三月からである。医師白井源三治堅が国学が堪能であったので、学館に出て有志の者を取り立てるよう命じられ、古事記・万葉集が講じられるようになった。万延元年（一八六〇）学校改正により正式に国学方が設置され、氣多勝勝宿・加知彌神社の神官飯田秀雄の二男七郎年平が取り立てられ、国書を講ずるようになった。翌文久元年八月国学方は国学局となり独立するが、このころ学館の国学関係者は、国学方頭取の白井豊後・文場吟味後園学並びに詩文兼帯の宮原積・それに飯田七

弘道館記述義・新論等を讀み、尊王説を論ずる者多きに至れりと云ふ」とのべている。

安達は天保六年（一六三五）生れであるから湯本とは九歳年上である。安達は大阪・京都・江戸に学びさらに水戸に遊学して堀鳥したが、藩校に直接関係することはなかった。しかし、堀国後の安達は、堀庄次郎・佐善修蔵・正垣薫ら藩校の儒者と交り、国事を論じ鳥取藩尊攘派と形成し、その影響力は大きかった。湯本と安達の交際がどのようなものであったか明らかでないが、湯本の論稿・書簡等にも安達に関するものや安達の名前が見えるものも数点あるからかなりの交流があったと見てよいであろう。

湯本は「鳥取藩史」編纂の作業で堀庄次郎関係史料を調査し、それぞれに解題を付けるとともに「堀氏年譜」一家ノ物ナレト、文久二年ヨリ元治元年ニ至ル正史ニテ、一藩重要ノ正史ナリ此間ノ事実ハ之ヲ最トス」として「堀氏年譜初稿」を作成し、さらに「堀敦斎年譜後録」を草している。その中で「余堀に堀子の年譜を草し、其一生の経歴の大略を統記せり、余が聞見せし堀子の容貌資性音韻論文章より興学の事、勤王首唱之事、藩政の意見、大局の経略、幕末藩論紛擾中の行動より精力氣根根識見措置等の主眼ニ属する事項并に居家勉勵理事の項末にいたるまで、我が記憶せる所を記録」しておくとのべ、堀庄次郎の死後四十八年が過ぎ失念したことも多いといいつつも、「余人を見る亦少からず、然れども五十年に近き歳月を経て、猶瞑目擬念すれば凛然として其人を憶記し敬畏の念を生ずるは独堀子ののみ」と書いている。湯本文彦は堀に対して特別の尊敬の念をいだいていたと見てよい。

「堀敦斎年譜後録」の中で湯本が自分のことを書いている項がある。少し長くなるが引用してみよう。

「文彦若きより史事を好む。吾藩の文献徴するに乏しきに苦しむ。藩は武を以て國を立て、文教を久しく振はず。されと問ニは文字の名家著述の才能ありしも多く、逸亡して存するものは甚少なし。輿輿公の事を記せし斐肥語林の如き、田と三十冊ありしといふ、今は其内の三巻のみ残り、往年藩より領内に命達して之を捜索せしに終に出ざりき、又政事法令も整理せしものなきを以て勤続の得吏習熟の上より実権を握り、初め就職の人々に習ふを免かれず。是れ政事の挙ざる所以也。故に学校に編輯所を設け藩の編纂事務を掌らしむへしとの

郎とその内弟子門脇重綾・田中恒蔵（新貞老）小谷古蔭がいた。明治二年（一八六九）六月藩治職制改革により学館は総学局となり、総学局は皇学・漢学・医学・兵学の四寮で構成されることになった。教師は大教正・中教生・少教生となった。湯本もこの改革で中教正となり分担任は皇学とあり、ついで大教正に進み「分課皇学寮編修如故、更同寮検査兼漢学寮詩文督促」となっている。湯本も国学を講じていたのである。明治初年の鳥取の国学者は飯田年平・門脇重綾・新貞老は新政府に出仕して鳥取にはおらず、小谷古蔭が大教正中島宣門と湯本文彦が中教正であった。皇学寮の使用教科書は次の表のようであった。

上級	中級	初級
日本書記 古事記 万葉集 古語拾遺 今律書類	國史略 皇朝史略 職原抄 年中行事抄 公事根源	神代正語・直毘靈 宇豆之山蔭・幸行之弁 山常百首・玉鉾百首 神皇正統記・禁秘抄 神德略述抄

学生寮自説返説講之階級（皇典）

大日本史	式部	江家次第	万葉集	職原抄	祝詞	古語拾遺	禁秘抄	神代正語
文徳実録	三代各	今義解	職原抄	祝詞	古語拾遺	禁秘抄	神代正語	神代正語
三代実録	日本書記	日本書記	日本書記	日本書記	日本書記	日本書記	日本書記	日本書記
礼儀類典	史	大日本史	古事記	内禮式	三	鏡	皇朝史略	皇朝史略
上ノ上	上ノ中	上ノ下	中ノ上	中ノ中	中ノ下	下ノ上	下ノ中	下ノ下

「鳥取藩史」

湯本の歌集である『芳椰拙詠』の明治十二年の編纂部分の歌の評者たちは、飯田年平・俊子姉弟、宮原積、門脇重綾・小谷古蔭・中島宣門等、幕末から明治初年にかけて藩校で国学を講じた国学者、歌人であり、彼等は文彦の友人であり同僚であるとともにまた師であったといえるのではなからうか。

鳥取藩時代

明治三年（一八七〇）八月二十八日、総学局が閉局となり藩校は廃校となった。これにより文彦は翌二十九日「職務被免候事」となり失職する。二年後の五年八月二十四日、因幡國一宮である法美郡宮ノ下村の宇倍神社の権禰宜に

任命される。宇倍神社には明治十二年（一八七九）十二月まで任せ、この間、権宮司まで進んだ。宇倍神社にいた明治七年四月には、鳥取県の委嘱で「当鳥取県管内癸丑以来国事ニ懸候者事蹟、并関係書調査」にあたり、翌八年十二月には事蹟の調査編纂を終え賞与金を得ている。

明治十二年十二月の宇倍神社権宮司の辞任は、翌十三年一月九日、鳥根県庶務課修史御用係に採用されているから、鳥根県へ赴任するための辞任である。湯本は、鳥根県に奉職する前に、鳥取県に奉職する機会があった。明治七年末鳥取県は「鳥取県歴史」の編纂を湯本に托すべく、県吏辻直方を派して懇請した。湯本は「余ハ官吏ハ大ニ嫌ヒ也」といつつも「我父母ノ國ノ事故」、どうしても人がないならばと、これを受諾する気持もあったが、八年一月七日、突然県から呼び出しがあった。湯本としては「修史は万世ノ信ヲ存スル者ニテ、重大事件也、日々ノ事務ノ如キモノニアラズ、宜シク上局ニ総轄シ、其事ヲ慎重スヘシ」と受諾にあたってはいろいろ考えるとこともあり、辻直方と交渉中であつたにもかかわらず、一方的な呼出し任命を聞き、「県官モ其大事タルヲシラス」其失体甚矣、且我雇人トナリ彼等ノ補助ヲナスニタエシヤ、己ニ修史ノ大事ヲシラス、且又余ヲ待ツニ礼ナシ」として、茅原信行などの勧めにもかかわらず、鳥取県の招聘に応ぜず宇倍神社にとどまった。（『鉄字筆録』四）ところが、明治十二年十一月の鳥根県令境二郎の招聘には快よく応じている。この時には、鳥取県は鳥根県と合併し廃県になっていた。境県令は鳥取県出身の森田幹・今井鉄太郎を介して、礼を重くし辞を卑くして招じた。境は「鳥根県機要ノ公文申牒又特殊ノ告諭及ヒ史誌ノ永世ニ保存スヘキ者之ヲ委託」すること、「其從來属官ヲ欲セス、又清閑ヲ好ミ又多病ナル由モ知ル、依テハ敬テ属官視スル誤ニハ無之、其出仕モ一週三・四回臨庁其事ヲ検閲シ、其他ハ宅調ニテモ不都合ナキニ付」と好条件を提示した。森田・今井の熱心な斡旋、両親の勧めもあり、宇倍神社内にあつた対立も宮司伊福部氏の免官で一応決着したので境県令の招聘に応じ、十三年一月九日松江に赴き県令に面会し鳥根県に奉職した。（『鉄字筆録』四）「応辟記事」）

湯本は境県令の厚い信頼を得ていた。明治十四年（一八八一）九月十二日鳥取県が再置されると鳥取県から婦學奉職の要請があつたが湯本はこれに応じなかつた（『鉄字筆録』二）「鳥取県ヨリ婦學ヲ促センニ応セザリシ事件其一」四

池田家による『鳥取藩史』の編纂は、明治二十四年（一八八一）ごろ、旧藩士土肥謙蔵（御儒者）によって着手されたが、明治三十三年（一九〇〇）土肥が七十四歳で死去したため、「世家」等五巻の稿本ができたのみで中断してしまつた。土肥の『鳥取藩史』は記述に偏頗な点が多く、識者による改訂が望まれており、それについて、土肥の死後早くから、かつて同輩であつた足立正声の推薦もあつて湯本に委嘱があつた。湯本は大先輩土肥の仕事の批判でもあり、その任でないと固辞しつつも藩史を新しく編纂するなるとして、藩史編纂事業計画について意見をまとめ、足立正声（維新以後、刑法官・弾正台・伊那・浜田両県大参事、教部大丞、内務官内各少記官・東宮亮・諸陵頭・図書頭を歴任。三十九年男爵を授爵）に見せて相談をした。明治四十年（一九〇七年）四月足立の死後湯本は北垣國道に相談し、北垣のすすめもあつて、京都府在勤のまま鳥取藩史の編纂に従事することになり、明治四十二年十二月、湯本は鳥取藩史の編纂長に就任し、翌四十三年から編纂事業が開始され、京都・東京・鳥取と往復している。

藩史編纂は最初五か年計画とされたが、いろいろの障害があり思うようにはかどらず、大正六年（一九一七）末まで延期されたが、それでも完成しなかつた。老令で健康を害していた湯本は大正七年十月、それまでに完成していた稿本その他史料等を池田家に引渡し、編纂長を休職した。そして大正十年（一九二一）九月二十五日京都市上京区相国寺門前町の自宅で永眠した。『鳥取藩史』は湯本の跡を梶川栄吉が継ぎ昭和八年（一九三三）十月全五十八巻の稿本が完成した。

以上、湯本の修学・鳥根県・京都府への奉職のことを重点に、湯本の動きをみてきた。さらに、こまかな湯本の経歴は、次に掲げる彼の履歴をみてほしい。また、彼の人柄・歴史・修史に関する考え方は、前出の山中寿夫氏・角田文衛氏の論文等を読んでいただきたいし、さらには直接、湯本文彦の書いたものを直接読まなければならぬ。

明治十四年二月ヨリ十五年二月）、湯本は明治十六年十二月二十四日、家事の都合を理由に辞職する。辞職理由は家事の都合とだけで明らかでないが、鳥根県令境二郎の辞職もその理由の一つであつたかも知れない。

鳥根県を辞職して十ヶ月後の明治十七年十月二十五日、公立米子中学校の校長に就任した。鳥根県在勤時代松江中学校長・松江師範学校校長を勤めた経験もあつた。公立米子中学校は十八年二月県立米子中学校と改称されるが、翌十九年八月、中学校令の発令により一県一中学となり、米子中学校が廃校となり湯本はその地位を失ひ鳥取に帰る。

・京都時代

明治十九年（一八八六）九月から二十一年（一八八八）十二月までの二年教か月の間の湯本の消息ははっきりしない。おそらく鳥取にとどまっていたであろう。二十一年十二月に至つて京都府庶務課の雇になつてゐる。角田文衛氏は「解説」の中で「湯本文彦がどのようにして京都府と関係が生じたのかは、よく分らない」とのべておられる。

湯本と京都府との関係を考える場合、当時の京都府知事北垣國道の存在を問題にせざるを得ない。北垣は明治十四年（一八八一）から明治二十五年（一九一〇）までの長期にわたつて京都府知事を勤めた人物である。北垣は、もとは但馬國養父郡館坐村に生れ、池田草庵の門に学び青年時代より勤王運動に従つていた。文久三年（一八六三）生野の挙兵に参加。事敗れて柴捨蔵と変名して長州に逃れた。明治元年（一八六八）六月、鳥取藩兵に採用され、越後口軍監荒尾駿河成章に従つて戊辰戦争に従軍。その功によつて、十二月二十七日には馬廻に召出され、四人扶持を給されて応接方を勤めた。翌二年六月弾正台に召出され小巡察となり、八月には大巡察に昇進した。四年七月鳥取県少参事となるが八月には鳥取県少参事を兼務のまま開拓使に出仕することになる。とにかく北垣は鳥取藩士であり、鳥取藩勤王派との交わりも深く湯本とも既知の間がらであつたはずである。

京都での湯本の業績は後述の彼の履歴書で明らかであり、またその評価は角田文衛氏の『平安通誌』の解説が詳しいのでそれに譲る。

湯本の京都府在任中の大きな仕事は『鳥取藩史』の編纂である。旧鳥取藩主

五 湯本文彦履歴

この湯本文彦の履歴を作製するに当つては、鳥取池田家史料の中の『藩士家譜』（湯本又三郎家）および、京都府人事課にある「湯本文彦履歴書」を基本とし、さらに角田文衛氏の解説等により補正した。したがつて、明治五年以前と明治七年以後に記述のし方に差がある。また、安政五年以前については家譜にも記述がない。年令は、天保十四年（一八四三）六月七日を基準に満年令で数えた。

（家譜「湯本又三郎家」）による。

安政五年三月十一日 十四才 学館温書司より教授助となる。

万延元年三月十一日 十六才 助教を句説方と改称。

文久二年八月二十一日 十九才 句説方頭となる。

九月二十九日 大小姓御雇となる。藩主上京に随従し、京都にとどまる。

三年正月

正月二十六日 大小姓雇を免じ、学校句説頭を命ぜらる。

二月十八日 散隊と命じられ、急ぎ上京する。

四月十日 二十才 石清水行幸の節、徳大寺内大臣隨身を命ぜられ、徳大寺内大臣に拜謁。

四月二十九日 帰國。

九月 七日 浜坂御台場警衛を命ぜられる。

元治元年二月二十九日 学校経義懸り討論方を命ぜらる。

七月 三日 二十才 長州御見舞使者として伊丹造酒之助派遣につき同行を命ぜられ、帰途そのまま上京す。

七月二十八日 在京の分知家池田内匠頭徳定の帰國道中守衛御供を命じられる。

八月二十一日 学校文場経義懸りを免ぜられる。

元治元年十二月九日 學校文場句読頭を命ぜらる。
慶應二年三月十五日 二十三才 學校文場縮役寮生懸りを命ぜらる。
十二月二十八日 御入減につき、學校文場縮役寮生懸りの兼務を免ぜらる。

明治元年七月二十七日 二十五才 義衛隊二番組御預となる。

明治二年十月二十七日 此のころ増之助を文彦と改名。
十一月十八日 中教正(分課皇学)を命ぜらる。
大教正(分課皇学)を命ぜらる。
寮詩文督促)を命ぜらる。
皇学寮兼講師を免ぜられる。

三年八月二十九日 二十七才 職務を免ぜられる。
五年八月二十四日 二十九才 因幡國法美郡宮下村字倍神社権禰宜を命ぜらる。

(京都府人事課「湯本文彦履歴書」)による

明治七年四月八日 三十才 太政官第二十号公布之旨ニ付、当鳥取県管内癸丑以来国事ニ懸候者事蹟并關係書調例ニ照シ編輯申附候事 鳥取県
八年十二月十三日 三十二才 癸丑以来国事ニ懸候者事蹟編纂成功ニ付、賞与金七円与給候事。 鳥取県
十二年十二月 三十六才 宇倍神社権禰宜と辭職す。 鳥取県
十三年一月九日 庶務課修史御用係申付候事、但準判任官月俸金二十五円。 鳥取県
八月十日 三十七才 修史科長兼秘書御用係申付候事 鳥取県
八月十一日 任鳥取県六等風 鳥取県
十月十一日 秘書科庶務申付候事 鳥取県
十四年一月十四日 臨時御用取調委員申付候事 鳥取県
十五年一月 四日 三十八才 臨時御用格別精勵ニ付為慰勞金七円支給候事 鳥取県
二月十四日 任鳥取県四等風 鳥取県
学務課長兼修史科長申付候事、兼秘書科如故

明治十五年四月 八日 連合府県教育會議員トシテ京都府へ出張申付候事 鳥取県
九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県

九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県
九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県

九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県
九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県

九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県
九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県

九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県
九月二十六日 三十九才 兼任鳥取県松江中学校校長松江師範学校校長 鳥取県

二十一年十二月二十五日 四十五才 雇申付候事月俸三拾円庶務課勤務 京都府
二十二年十二月 四十五才 職務勉勵ニ付為手当金五円支給候事 京都府
二十六年四月一日 第四回内閣勸業博覧會開設并ニ之ニ附帶スル京都府奉行之事務委員申付候事 第四科担当 京都府
八月九日 五十才 平安通史編纂主事同編纂員申付候事 京都府
十二月二十一日 上京中非常ニ奔走尽力候ニ付為慰勞金三拾円給与ス 京都府
十二月二十一日 事務勉勵ニ付為慰勞金七円給与ス 京都府
十二月二十一日 事務勉勵ニ付為慰勞金七円給与ス 京都府

二十七年一月一日 市臨時事務取扱コ命ス 京都府
二月一日 任京都府屬 京都府
給六級俸 京都府

二十八日四月二日 内務部第一課庶務掛ヲ命ス 京都府
内務部第六課員ヲ命ス 京都府
十月一日 五十三才 社司社掌試験委員ヲ命ス 京都府
知事官房内記掛ヲ命ス 京都府

二十九日四月一日 十二月二十八日五十三才 事務勉勵候ニ付、為慰勞金二十円下賜候事 京都府
十二月二十八日五十三才 事務勉勵候ニ付、為慰勞金二十円下賜候事 京都府

三十年三月十一日 社司社掌試験委員ヲ命ス 京都府
三月三十一日 事務勉勵候ニ付金拾五円為慰勞下賜候事 京都府

十二月二十七日五十四才 事務勉勵候ニ付為慰勞金八円下賜候事 京都府

三十一年十一月一日五十五才 勅令三百拾号ニテ判任官俸給令ニ付七級俸相当職務勉勵ニ付慰勞トシテ金十円下賜候事 京都府

十二月二十三日 名勝旧蹟取調委員ヲ命ス 京都府
神職試験委員ヲ命ス 京都府
内務部第一課社寺掛兼務ヲ命ス 京都府

七月七日五十六才 名勝旧蹟保存委員ヲ命ス 京都府
八月一日 同 京都府
八月三十一日 京都市美術工芸学校教授を嘱託せらる 京都府

三十二年二月四日 職務勉勵ニ付為慰勞金五円下賜候事 京都府
十二月二十四日 全上ニ付金七円 京都府
十二月二十四日 全上ニ付金五円 京都府

三十四年三月三十一日 神職尋常試験委員ヲ命ス 京都府
三月三十一日 社司社掌試験委員ヲ命ス 京都府
四月五日 知事官房記録掛ヲ命ス 京都府

六月十一日五十九才 兼任京都府室博物館書記 京都府
手当金一ヶ年三拾六円支給 京都府

全日 宮内省

全日 宮内省

全日 宮内省

全日 宮内省

明治四十四年十二月二十日 勳賞与金拾五円
 六十八才
 四十五年三月三十日 職務勉勵ニ付金拾五円賞賜
 大正元年十二月二十六日 職務勉勵ニ付金二拾一円賞賜
 六十九才
 二年三月三十一日 職務勉勵ニ付金拾五円賞賜
 五月三日 大札記念京都大博覧会事務員ヲ命ス
 十二月二十四日 職務勉勵ニ付金四拾五円賞賜
 七十才
 三年五月六日 大喪事務委員ヲ命ス
 七月二十三日 帝室博物館学芸委員被仰付
 十二月二十三日 職務勉勵ニ付金拾五円賞賜
 四年八月五日 大札事務委員ヲ命ス
 十月一日 叙從七位
 十二月二十八日 職務勉勵ニ付金百円賞賜
 十二月二十八日 給四級俸
 十二月二十八日 依願免本官(病氣)
 全日 記録編纂事務ヲ委嘱ス年手当金二百五十円給与
 五年二月 七十三才 叙勲七等瑞宝章
 六年二月 七十四才 記録編纂事務嘱託ヲ辭任ス
 七年 鳥取藩史編纂長を病氣により休職を願ひ出て許さる。
 九月二月 七十六才 叙勲六等瑞宝章
 大正十年九月二十五日 七十八才 死亡
 (年令は満年令)



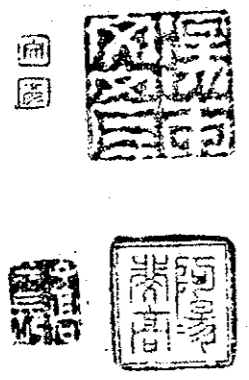
湯本文彦印影(二)

六 鳥取大学所蔵(湯本文彦資料)
 「鳥取藩史編纂関係資料集」

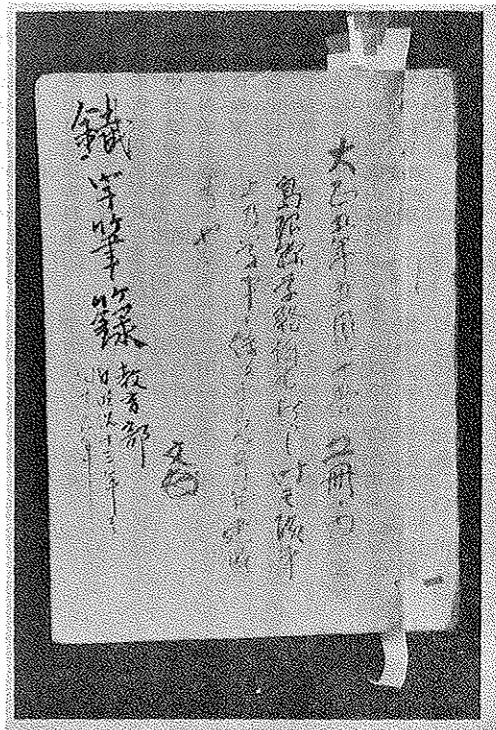
鳥取大学附属図書館所蔵の湯本文彦関係資料は、先にのべたごとく、文彦の子孫上野恵氏が寄贈されたものであり、現在鳥取にある湯本文彦関係資料の一群である。今、これを仮に、鳥取大学蔵(湯本文彦資料「鳥取藩史編纂関係資料集」)とよぶことにする。参考のためこの主要目次をあけておく。

- 鳥取藩史編纂関係資料集(一) 主要目次
- 1 藩史料回送之件
 - 2 藩史料につきて并に編纂事項問答案
 - 3 維新前後藩政功勞者人名調査の件(大正四年五月三十一日)
 - 4 鳥取藩史編纂鳥取出張所水害申報
 - 5 明治元年春慶徳公隠退一件二付安達清風の大議論草稿
 - 6 明治四十三年度鳥取藩史編纂費豫算
 - 7 大正四年五月家令山根氏との往復書翰
 - 8 竹内吉次郎米京に付協議事項(大正四年四月二十七日)
 - 9 本年度経費之件(大正元年)
 - 10 鳥取藩史事業申報案稿同延期増資案稿
 - 11 鳥取藩史編纂方按採蒐選撰之事
 - 12 鳥取藩史編纂の事につきて(明治四十二年十二月三十一日)
 - 13 史料蒐集採撰書之件
 - 14 藩史編纂事務要項
 - 15 各員座位ヲ分チ其事務ヲ専当スル事(大正二年十二月)
 - 16 鳥取藩史編纂事務之件
 - 17 海上随船史料取調ニ係ル報告
 - 18 藩史編纂費 從明治四十三年八月鳥取事務所支出額月割表
 - 19 報告(明治四十五年七月一日竹内吉次郎)
 - 20 藩史編纂事務所ヲ鳥取引移ノ件上申

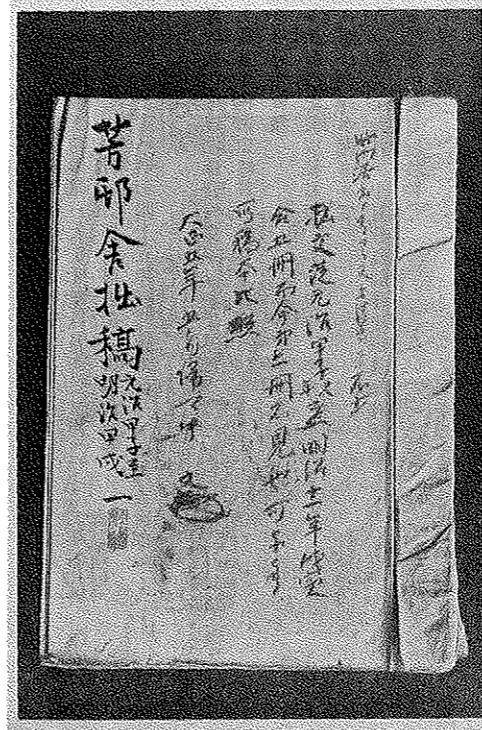
- 鳥取藩史編纂関係資料集(二) 主要目次
- 1 編纂事務書類并二経費予算書
 - 2 目録類雑綴
 - 3 鳥取藩史仮成稿目録
 - 4 贈位問題ニ関スル案
 - 5 大正二年九月・十月分鳥取藩史編纂事務報告
 - 6 採蒐史料目録抜粹
 - 7 報告書
 - 8 功程報告書
 - 9 藩史編纂事務報告書 自三月至四月
- 鳥取藩史編纂関係資料集(三) 主要目次
- 1 鳥取藩史編纂方案概要
 - 2 鳥取藩史編纂規程并ニ事務問答
 - 3 回送史料目録 自明治四十四年一月九日 同 年三月八日
 - 4 勝手史料書目根帳(大正元年十二月)
 - 5 史料目録第十七號
 - 6 鳥取藩史仮成稿
 - 7 史料目録第十八號
 - 8 藩史成稿概目扣(大正四年十一月十日、同五年六月八日)
 - 9 鳥取藩史再編纂沿革記事ニ就テ(大正八年三月)
 - 10 鳥取藩史稿本未成調
 - 11 藩史初稿本
- 鳥取藩史編纂関係資料集(四) 主要目次
- 1 明治元年春慶徳公隠退一件安達清風大議論
 - 2 伝信録(慶応四年戊辰正月)
 - 3 さゝのひと葉(賢章院夫人伝記)
 - 4 神功皇姑三韓征伐前日本海御航行事務蹟考(鶴紫竹造)
 - 5 夫人伝
 - 6 大江盤代伝
 - 7 砂吧語林事目略抄
 - 8 蓮月尼の伝
 - 9 水戸学士綿引東海手束并詩
- 鳥取藩史編纂関係史料集(五) 主要目次
- 1 鳥取藩文苑人表
 - 2 諸草稿
 - 3 鳥取市招魂人種別
 - 4 鳥取市上水工事成功碑
 - 5 池田候爵及令夫人演詞案
 - 6 長田山上水工事の際発掘物
 - 7 鶴紫竹造調 岡益石堂重要記事
- 鳥取藩史編纂関係資料集(六)
- 池田家系図稿



湯本文彦印影(三)



『鉄字筆録』表紙



『芳邸舎拙稿』表紙

あとがき

。湯本文彦関係資料がもっとも多く保存されているところは、京都市の上野努氏のところである。これを見ずに湯本文彦関係資料を云々することはできないと思うが、今日まで当館はこれを調査していない。これは今後の課題として、今回は、湯本綱子さんよりお預りした資料のみの調査報告とした。

。湯本文彦の文字は、かなり読みづらいところがある。読みを十分に検討する時間的余裕がなかったので、誤読・誤記があるかも知れない。お気付の点があったら御指導をお願いしたい。

。湯本文彦関係資料詳細目次と略解題の中で、各論稿は、できるだけ本文に付されている標題をとったが、原標題のないもの、または不明確なものについては適宜標題をつけ内容註記し()に入れた。その場合でも湯本が整理し、自身で目次を附しているものについては、できるだけ標題または内容註記にそれを使用し()で示した。年代についても今回推定したものは()で示した。

。湯本文彦関係資料の調査整理は、当館にお預りした当時、鳥取大学名誉教授徳永職男先生によって一応の整理、目録の作成がなされたが、今回、最初にのべたような事情もあって、より詳細に再整理した。この作業には史料係の福井淳人・山根文子があたった。

昭和五十六年度
資料調査報告書第九集
湯本文彦関係資料

昭和五十七年三月三十日
鳥取県立博物館

〒680 鳥取市東二丁目一二四
電話二六一八〇四五